

**上田市の自治の基本原則等を定める条例
検討委員会 中間報告**

平成 22 年 5 月

上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会

中間報告にあたって

「上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会」では、昨年12月に、さまざまな角度からの議論が必要であると判断された条例論点の一部につきまして、各分科会としての検討の経過をお示しさせていただきました。

その後、今日まで、総ての論点について検討を重ね、問題点を整理し、また、アドバイザーや市民団体等と意見交換を行いながら、条例検討委員会としての考え方を「中間報告」という形にまとめました。

この条例の組み立てとして、前文にはじまり、第1章「総則」から、第8章「連携・協力」まで、全部で8つの章立てとしています。

また、市民の思いの表れといたしまして、市長、職員の責務、市民の責務に加え、議会及び議員の責務等につきましても謳い込みました。

今後、市民意見を反映するため、懇談会などを市内の各地域で開催し、広く市民の意見を聴きながら論議を重ね、より充実した内容の最終報告に向けて、鋭意努力してまいりたいと考えております。

平成22年5月17日

上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会

会 長 木 口 博 文

上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会名簿

	氏 名	ふりがな	性別	自治会名	備 考
1	生 田 淳 一	いくた じゅんいち	男	西 内	
2	石 坂 陽 子	いしざか ようこ	女	諏訪形	
3	井 出 操	いで みさお	女	染 屋	
4	大 塚 貢	おおつか みつぐ	男	四日市	
5	荻 原 寿 恵	おぎはら としえ	女	山 口	
6	会 長 木 口 博 文	きぐち ひろふみ	男	舞 田	
7	小 林 正 幸	こばやし まさゆき	男	北天神町	
8	佐 藤 恵 子	さとう けいこ	女	学海北	
9	塩 澤 好太郎	しおざわ こうたろう	男	五 加	
10	田 口 一 朗	たくち いちろう	男	材木町	
11	竹 内 充	たけうち みつる	男	下之郷	
12	立 堀 欣 司	たつぼり きんじ	男	新 田	
13	田 中 明	たなか あきら	男	倉 升	
14	副会長 土 屋 勝 浩	つちや かつひろ	男	長 島	H22.3.31退任
15	土 屋 猶 子	つちや なおこ	女	海 戸	
16	中 澤 信 敏	なかざわ のぶとし	男	鳥 屋	
17	橋 詰 真由美	はしづめ まゆみ	女	藪 合	
18	副会長 原 有 紀	はら ゆき	女	上塩尻	
19	増 沢 延 男	ますざわ のぶお	男	前 山	
20	丸 山 かず子	まるやま かずこ	女	下和子	
21	宮 尾 秀 子	みやお ひでこ	女	秋 和	
22	宮 島 国 彦	みやじま くにひこ	男	石 舟	
23	宮 田 保	みやた たもつ	男	諏訪部	
24	森 田 小百合	もりた さゆり	女	本 町	
25	山野井 智 子	やまのい ともこ	女	仁古田	
26	若 林 利 治	わかばやし としはる	男	小玉上郷沢	

上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 活動経過一覧

年月	条例検討委員会	運営委員会 広報 PR 委員会	第 1 分科会	第 2 分科会	第 3 分科会	講演会・懇談会・特記事項
H20. 8	第 1 回検討委員会					第 1 回まちづくり講演会 (300 人) 講師 四日市大学 岩崎恭典教授 □ アドバイザー岩崎教授との懇談会
H20.10	第 2 回検討委員会					まちづくり通信 創刊号 発行
H20.11	第 3 回検討委員会					まちづくり通信 Vol.1 発行
H20.12	第 4 回検討委員会 第 5 回検討委員会					まちづくり通信 Vol.2 発行
H21. 1	第 6 回検討委員会					
H21. 2	第 7 回検討委員会	第 1 回運営委員会	第 1 回分科会	第 1 回分科会	第 1 回分科会	
H21. 3			第 2 回分科会	第 2 回分科会	第 2 回分科会	第 2 回まちづくり講演会 (152 人) 講師 相模女子大学 松下啓一教授 □ 松下教授との懇談会
H21. 4		第 1 回正副会長会	第 3 回分科会 第 4 回分科会	第 3 回分科会 第 4 回分科会	第 3 回分科会 第 4 回分科会	
H21. 5	第 8 回検討委員会	第 2 回運営委員会	第 5 回分科会	第 5 回分科会	第 5 回分科会	まちづくり通信 Vol.3 発行
H21. 6		第 1 回広報 PR 委員会	第 6 回分科会 第 7 回分科会	第 6 回分科会 第 7 回分科会	第 6 回分科会 第 7 回分科会	
H21. 7		第 2 回正副会長会 第 3 回運営委員会	第 8 回分科会 第 9 回分科会	第 8 回分科会	第 8 回分科会 第 9 回分科会	
H21. 8	第 9 回検討委員会	第 2 回広報 PR 委員会 第 3 回広報 PR 委員会	第 10 回分科会 第 11 回分科会	第 9 回分科会 第 10 回分科会	第 10 回分科会	
H21. 9		第 4 回広報 PR 委員会 第 5 回広報 PR 委員会	第 12 回分科会 第 13 回分科会 第 14 回分科会	第 11 回分科会	第 11 回分科会 第 12 回分科会	まちづくり通信 Vol.4 発行 まちづくり通信 Vol.5 発行 まちづくり通信 Vol.6 発行 □ 中塩田小学校 PTA 役員との懇談会 (9 人) □ 議会 分権型地方自治特別委員会との懇談会
H21.10	第 10 回検討委員会	第 6 回広報 PR 委員会 第 3 回正副会長会	第 15 回分科会 第 16 回分科会	第 12 回分科会	第 13 回分科会 第 14 回分科会	□ 丸子女性団体連絡協議会との懇談会 (30 人)
H21.11		第 4 回正副会長会	第 17 回分科会	第 13 回分科会	第 15 回分科会	小中学生向け漫画版 PR チラシ配布 条例 PR 懸垂幕・横断幕 9 箇所設置
H21.12	第 11 回検討委員会 ・ 経過報告提出 ・ 市長との懇談会	第 5 回正副会長会	第 18 回分科会 第 19 回分科会		第 16 回分科会	□ 塩尻小学校 PTA 役員との懇談会 (11 人) □ 川西小学校 PTA 役員との懇談会 (9 人) 第 3 回まちづくり講演会 (182 人) 講師 山梨学院大学 日高昭夫教授

上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 活動経過一覧

年月	条例検討委員会	運営委員会 広報 PR 委員会	第 1 分科会	第 2 分科会	第 3 分科会	講演会・懇談会・特記事項
H22. 1		第 4 回運営委員会	第 20 回分科会 第 21 回分科会			
H22. 2		第 5 回運営委員会 (第 1 回前文・目的 WG) 第 6 回運営委員会 (第 2 回前文・目的 WG)	第 22 回分科会 第 23 回分科会	第 14 回分科会	第 17 回分科会 第 18 回分科会	まちづくり通信 Vol.7 発行
H22. 3		第 7 回運営委員会 (第 3 回前文・目的 WG)	第 24 回分科会 第 25 回分科会	第 15 回分科会 第 16 回分科会	第 19 回分科会	□ 男女共同参画ネットとの懇談会(11人)
H22. 4	第 12 回検討委員会 アドバイザー 岩崎恭典教授		第 26 回分科会 第 27 回分科会			
H22. 5	中間報告提出		第 28 回分科会	第 17 回分科会	第 20 回分科会	
H22. 6						
H22. 7						
H22. 8						
H22. 9						
H22.10						
H22.11						
H22.12						
H23. 1						
H23. 2						
H23.3						

目 次

中間報告にあたって	
前文	・・・ 1
第 1 章 総則	
1 目的	・・・ 6
2 まちづくりの基本原則	・・・ 7
3 用語の定義	・・・ 9
第 2 章 条例の位置づけ・見直し	
1 条例の位置づけ	・・・ 10
2 条例の見直し	・・・ 11
第 3 章 市民	
1 市民の権利	・・・ 12
2 市民の責務	・・・ 13
第 4 章 情報共有	
1 情報共有の原則	・・・ 14
2 情報公開	・・・ 15
3 会議公開の原則	・・・ 15
4 個人情報保護	・・・ 15
5 説明責任	・・・ 16
6 行政情報を知る権利	・・・ 16
第 5 章 住民参加・協働	
1 市民意見聴取手続（パブリックコメント）	・・・ 17
2 応答責任	・・・ 17
3 住民投票	・・・ 18
4 地域コミュニティ	・・・ 21
第 6 章 議会・議員	
1 議会の役割と責務	・・・ 24
2 議員の責務	・・・ 26
第 7 章 執行機関	
1 執行機関	・・・ 27
2 市長の役割と責務	・・・ 28
3 職員の責務	・・・ 29
4 執行機関の組織、執行体制	・・・ 31
5 総合計画に基づく行政運営	・・・ 32
6 附属機関等	・・・ 33

7	適正な行政運営と公益通報	・・・	34
8	財政運営の基本	・・・	35
9	監査	・・・	36
10	行政評価	・・・	36
11	行政手続	・・・	37
12	法令遵守	・・・	37
第8章 連携・協力			
1	国・県等との連携、協力	・・・	38
2	市外の人々との交流、連携	・・・	38

前 文

わたし たちのまち うえだし は、きた すがだいらこうげん みなみ うつくしがはらこうげん だいひょう につく
私 たちのまち上田市は、北に菅平高原、南は美ヶ原高原に代表される美
しい山々に抱かれ、あまた げんりゅう あつ ゆうゆう なが ちくまがわ せいりゅう めぐみ う
しい山々に抱かれ、数多の源流を集めて悠悠と流れる千曲川の清流の恵を受
け、いわれ ぶか いでゆ いや しぜんゆた
け、いわれ深き出湯に癒される自然豊かなまちです。

ふる しなのくに せいじ ぶんか ちゅうしん ち つた しなのこくぶんじあと
古くから信濃国の政治、文化の中心の地とされたことを伝える信濃国分寺跡
や、げんぞん さいこ こんりゅう こくほうあんらくじはっかくさんじゅうのとう おお
や、現存する最古の建立といわれる国宝安楽寺八角三重塔をはじめ、多くの
れきしてきけんぞうぶつ いせき のこ
歴史的建造物や遺跡が残されています。

せんごく よ うえだじょう きず ち おさ ぶゆう すぐ ちしょう ぜんごく
戦国の世、上田城を築きこの地を治め、武勇にも優れた智将として、全国に
な は さなだいちぞくはっしょう ち じょうかまち けいせい さか
名を馳せた真田一族発祥の地であり、城下町の形成とともに栄えてきました。

めいじきいこう せんしん さんしゅ かいはつ ぜんごく さんしぎょう ささ さん と
明治期以降、先進な蚕種の開発により、全国の蚕糸業を支えた「蚕都」とし
ての りゅうせい きわ さんぎょう はってん すす
隆盛を極め、産業の発展とともにまちづくりを進めてきました。

たいしょうき みんしゅう どくそうてき ぶんか せいじうんどう う じどうじゆうがきょういく
大正期には、民衆による独創的な文化、政治運動が生まれ、児童自由画教育
のうみんびじゅつ じゅうだいがく じ こきょういくうんどう ぜんごく さきが ち はせい まな
や農民美術、自由大学など自己教育運動が全国に先駆けこの地から派生し、学
びへの たか いしき う つ
高い意識を受け継いできました。

せんじん きず れきし ほこ たか でんどう ぶんか いき
これら、先人によって築かれた歴史や、誇り高い伝統と文化が息づくまちで
す。

きんねん しょうしか ともな じんこう げんしょう こうれいか ちほうぶんけん しんてん
近年、少子化に伴う人口の減少や高齢化とともに、地方分権の進展により、

しゃかい おお へんか なか わたし と ま かんきょう さんぎょう ふくし きょういく
社会が大きく変化する中、私たちを取り巻く環境、産業、福祉、教育など

さまざま ぶんや かいけつ しゃかいてきかだい けんざいか
の様々な分野において、解決すべき社会的課題が顕在化しています。

うえだし へいせい ねん がつ か きんせつ しちょうそん たが じち みと あ
上田市は、平成18年3月6日、近接する4つの市町村が互いの自治を認め合

い、あか きぼう み あら じだい ひら がつべい は あら たんじょう
い、明るく希望に満ちた新たな時代を拓くため、合併を果たし新たに誕生しま
した。

わたし みらい にな こ ほこ ゆめ あた わたし ひとり
私たちは、未来を担う子どもたちに誇りと夢を与えるために、私たち一人ひ

とりが きょうど あいちやく も こんにち たいせつ まも そだ ゆた しぜん
とりが郷土への愛着を持ち、今日まで大切に守り育ててきた豊かな自然や、

せんじん きず れきし ぶんか じせだい ひきつ しょうらい みす しゃかいかんきょう
先人の築いた歴史と文化を次世代に引継ぎながら、将来を見据え、社会環境の

へんか つよ かつりょく じりつ ちいきしゃかい けいせい じつげん
変化に強い、活力ある自立した地域社会の形成を実現していかなければなりま
せん。

そのためには、まちづくりの担い手である わたし しみん しぎかいおよび市は、そ

れぞれが やくわり ぶんたん それぞれの せきにんのもと、せだい こ ちえ だし あい
れぞれが役割を分担し、それぞれの責任のもと、世代を超えて知恵を出し合い

きょうりょく ひつよう
協力していく必要があります。

まちづくりは、 わたし しみん がまちづくりの しゅけんしゃであることを にんしき ひとり
まちづくりは、私たちが市民がまちづくりの主権者であることを認識し、一人

ひとりを そんちょう みと わたし いけん い さんか きょうどう
ひとりを尊重しながら認め合い、私たちの意見が生かされる、参加と協働に

よりすす きほんりねん おこな
より進めることを基本理念として、行われなければなりません。

わたし うえだしみん ほこ も じぞくかのう ゆたか うえだし
私たちは、上田市民であることに誇りを持ち、持続可能で豊かな上田市の

はってん ねが ほんし さいこうきはん じょうれい せいいてい
発展を願い、ここに、本市の最高規範として、この条例を制定します。

条例検討委員会の趣旨と解説

【 自然環境と自然的財産 】

上田市には、菅平高原（上信越高原国立公園）と美ヶ原高原（八ヶ岳中信高原国定公園）の南北に二つの信州を代表する高原のほか、太郎山や独鈷山など美しい里山などがあり、市民や来訪者など、多くの人々に親しまれています。

これらの山々に抱かれながら、日本を代表する千曲川（信濃川水系）が市の中心を東西に横切り、依田川、神川、浦野川など多くの源流が集まり、肥沃な農地の形成と灌漑や漁業の発達など、多くの恵を享受してきました。

さらに、別所温泉、鹿教湯温泉に代表される心身ともに癒される温泉が多くあります。

別所温泉は、信州の鎌倉・塩田平の西側に位置し、古くは「七久里の湯」と呼ばれ平安時代の有名な和歌集にもその名をとどめ、北条氏が別院として使っていたことから「別所」という名前がついたといわれ、肌がなめらかになることから「美人の湯」とも呼ばれる信州最古の温泉です。

また、鹿教湯温泉は、信心深い猟師が矢傷を負った鹿の後をつけたところ、鹿が水浴びをしてしばらくすると元気になり走り去り、不思議に思い近づいて見るとそこにはお湯が湧き、文殊菩薩が鹿に化身して猟師にお湯のありかを教えたといわれることから名づけられるなど、いわれ深い出湯が残る自然豊かなまちです。

【 まちの歴史・成りたち 】

《 歴史的遺産 》

上田地域の歴史は古く、大和時代には国造（くにのみやつこ=知事）がこの地に派遣され、科野国の政治・文化の中心になっていたと考えられています。

さらに、奈良時代には国分寺、国分尼寺が建立され、信濃国で最初の国府が置かれた地と考えられています。

現在の信濃国分寺は、焼失により室町時代に今の場所へ再建されました。境内にある三重塔は、現存する国分寺の塔の中で最も古いもので、国の重要文化財に指定されています。

また、鎌倉時代に入ると、幕府の信濃守護職として北条氏が塩田に居を構え、三代60年に渡り鎌倉の仏教文化を伝えるなど、鎌倉の建長寺などと並んで日本で最古の臨済禅宗寺院である安楽寺があり、ここには日本で唯一の木造八角三重塔（国宝）を始め、31の国指定文化財、29の県指定文化財、210の市指定文化財などの貴重な歴史的建築物や史跡、遺跡が残されています。

《 歴史的な人物 》

戦国時代、1583年に上田城を築いた真田昌幸は、徳川軍の侵略を二度にわたり退け、また、その後の大阪冬の陣、夏の陣での真田幸村らの活躍もあり、武勇に優れた智将として、歴史の要所に影響を与えました。

これらの活躍は、今も城下町上田の誇りとして市民の心に深く刻まれています。関が原の戦いに際しては、親子兄弟が陣営を異にして戦いましたが、昌幸と幸村はその名を天下に轟かせるとともに、幸村の兄信幸により真田家が存続し、真田氏の松代移封に伴い、その後この地域は仙石氏、松平氏によって治められました。

《 まち発展の歴史 》

明治時代に入り、全国的に養蚕が盛んに行われる中で、蚕糸業(養蚕・蚕種・製糸)がこの地域のリーディング産業として栄え、特に蚕種の開発においては、文禄年間に遡ります。

蚕種製造を含めて養蚕には、乾燥気候が適し、蚕の餌となる桑の特性は根が深く張り、肥沃な土壌を必要とすることから、長野県の千曲川沿岸に広く蚕種業が発達しました。

幕末から明治初期にかけてヨーロッパを中心に蚕の病気(微粒子病)が蔓延したため、特に蚕種製造の分野において、病気に強い「青白種」が塩尻村で開発され、大量に生産・輸出がされるとともに一躍世界に名を馳せました。

このようなことから、長野県が蚕糸王国として輝いていた時代から、上田は「蚕都」と呼ばれるようになりました。

大正時代には、大正デモクラシー(民主主義)期の世情の中、哲学講習会を軸とした小県哲学会や普通選挙制の実現を進めた信濃黎明会が生まれ、また、山本鼎を中心として児童自由画教育運動・農民美術運動が提唱されるなど三つの動きが自由大学構想の基となり、やがて「信濃自由大学」が開講され、後に「上田自由大学」へと改名されています。

このように上田から始まった自由大学は、飯田、松本でも創設され、さらには新潟県、福島県、群馬県など県外にも広まりました。

これら民衆による学びへの高い意識を受け継ぐとともに、先人によって築かれた歴史や、誇り高い伝統と文化が息づいています。

【 まちの現状と将来の課題 】

近年、少子化に伴い上田市においても相対的に人口への影響が見え始め、減少傾向にあります。また、これらの現象とともに、高齢化が進行するなど、将来の上田市のまちづくりを支え合う基盤となる人口分布の推計においても、生

産人口は確実に減り、高齢化率が高まってくると予想されています。

地方分権の進展により、社会が大きく変化する中、私たち市民を取り巻くまちづくりの様々な分野において、解決すべき社会的課題が浮き彫りとなってきました。

【 合併の経緯 】

上田市は、平成18年3月6日、それまでの上田市、丸子町、真田町、武石村は、これからの時代を生き抜き、明るく希望に満ちた新たな時代を拓くために、お互いの自治を認め合いながら、対等合併により新たに市制を施行いたしました。

【 将来のまちのあるべき姿と行動の方向性（行動規範）】

私たちは、未来の上田市を担っていく子どもたちに上田市民であることへの誇りと夢を与えていかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが郷土への愛着を持ちながら、今まで大切に守り育ててきた豊かな自然や、先人の築いた歴史と文化を次世代の子どもたちに引き継ぎながら、将来を見据えて、社会環境の変化に強く、かつ、活力ある自立した地域社会の形成を目指していかなければなりません。

将来の上田市のあるべき姿を実現していくためには、私たち市民をはじめとする市議会や市がまちづくりの担い手として、役割を分担し、世代を超えて知恵を出し合いながら、それぞれが、それぞれに責任を果たしていくことによって協力していくことが何よりも必要なことです。

【 まちづくりの基本理念 】

私たちのまちづくりは、市民が主権者であることを誰もが認識して、一人ひとりが尊重され、お互いを認めながら、私たちの意見がまちづくりに生かされていることが実感できる、参加と協働によって行うことを基本理念とします。

【 最高規範としての宣言 】

私たちは、上田市民憲章を尊重し、上田市民であることを常に意識しながら誇りを持ち、将来にわたって持続的に発展を続け、豊かな上田市となることを願って、この条例を上田市の最高規範として位置付けることを宣言するものです。

第1章 総則

1 目的

この条例は、上田市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの基本的な事項を定め、自治を推進することにより、もって社会環境の変化に強い、活力ある自立した地域社会の形成を実現することを目的とします。

条例検討委員会の考え方

この目的は、前文に掲げた上田市のまちづくりの基本理念にそって、まちづくりの基本的事項を定め、自治を推進していくことにより、将来のまちの姿と自治を実現していくことを示しています。

前文に掲げた上田市のまちづくりの基本理念とは、前文の「まちづくりは、」の書き出しの段落にある「私たち市民がまちづくりの主権者であることを認識し、一人ひとりを尊重しながら認め合い、私たちの意見が生かされる、参加と協働により進めること」を指しています。

この理念に則り、「人権尊重」「参加」「協働」「情報共有」の4つの「まちづくりの基本原則」をはじめとする、「市民」の権利・責務、「議会」「議員」「執行機関」の役割と責務や「情報共有」「住民参加・協働」など、まちを創造していく仕組みなどを定め、それぞれの役割と責任のもとに自治を推進することを定めています。

これにより、少子化に起因する人口減少、高齢化の進行、自治体の安定した行財政運営に影響を与える経済活動、地方分権の進展など、社会環境の変化に柔軟に対応することができる市民力が発揮される自立した地域社会の形成を実現していくことを目指す決意を表明しています。

2 まちづくりの基本原則

本市は、基本理念を実現するため、次の基本原則に則りまちづくりを行うものとしします。

(1) 人権尊重の原則

ともに個人として認め合い、互いに人権を尊重すること

(2) 参加の原則

市民の参加のもとで市政が行われること

(3) 協働の原則

それぞれの責任と役割分担に基づき、協働すること

(4) 情報共有の原則

市が保有する市政に関する情報を共有すること

条例検討委員会の考え方

前文に掲げた上田市の「まちづくりの基本理念」を実現していく上での共通の行動原則とする事項を明らかにするため、まちづくりに関しての最も基本的な4つの原則を掲げるものです。

(1) 人権尊重の原則について

日本国憲法第11条において、基本的人権の宣言として「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とされ、この世に生を受けたすべての人間が当然にもっている権利であり、「国民主権」「平和主義」とともに、憲法の3つの柱となっています。

憲法で定められている基本的人権については、自由権、平等権、参政権及び社会権の4つが体系付けられるとされています。

自由権は、国民がその自由な活動を公権力によって拘束されない権利であり、「奴隷的拘束及び苦役からの自由(18条)」「思想及び良心の自由(19条)」「信教の自由(20条)」「集会・結社の自由(21条1)」「思想表現の自由(21条1)」「通信の秘密(21条2)」「居住・移転及び職業選択の自由(22条)」「学問の自由(23条)」「婚姻の自由(24条)」「財産権の不可侵(29条)」「司法作用からの自由(31～40条)」があります。

平等権は、第14条第1項に規定する均等の機会の付与と差別待遇を受けないという不合理な差別を禁じた「法の下での平等」を一般原則として、「貴族の廃止(14条2)」「栄典に対する制限(14条3)」「公務員の選挙における平等(15条3)」「教育の機会均等(26条1)」「家族生活における平等(24条)」が規定されています。

参政権は、国民が直接、もしくは間接的に国政に参加する権利であり、民主

主義を人類普遍の原理と認め、国民主権を基本原理とする憲法においては、基本的人権の一種とされています。

具体的には、「公務員の任免権(15条)」「国会議員の選挙(43条)」「地方公共団体の長、議会の議員及び法律の定める特定の吏員の選挙(93条2)」「最高裁判所の裁判官の審査(79条2)」「憲法改正の承認権(96条)」「地方自治会特別法の同意権(95条)」があります。

社会権は、国民の生活権、勤労権などいわゆる生存権とされる社会権の保障をいいます。

社会権の保障は、人間に値する生活を営みうるために、国の積極的な行為を内容としているものであって、自由権としてではなく、受益権の一種であるとされています。

憲法に定める社会権には、「生活権(25条)」「教育を受ける権利(26条1)」「勤労の権利(27条1)」「勤労者の団結権及び団体行動権(28条)」があり、受益権としては、国務請求権があり、具体的には「請願権(16条)」「国又は公共団体に対する賠償請求権(17条)」「刑事補償請求権(40条)」「裁判を受ける権利(32条)」があります。

このように、憲法によってもたらされる基本的人権を大前提として、「ともに個人として認め合い、互いに人権を尊重すること」を原則に掲げるものです。

(2) 参加の原則について

市民には、市政の各過程において、参加する権利があります。

これからのまちづくりには、さらに市民の参加により進めていくことが求められ、行政は、「参加の原則」を保障するための各種制度の見直し、新たな制度化を行うことを必要とし、一方、私たち市民は、市民の責務において「積極的にまちづくりに参加するよう努める。」こととしており、市民が主体的に関わっていく「参加」の必要性、重要性を掲げています。

(3) 協働の原則について

「協働」とは、定義にあるとおり、「地域の課題や社会問題の解決を図るため、自立したまちづくりの主体としての「市民」「地域コミュニティ」並びに「市議会」及び「市」が互いに特性を生かしながら、相互に連携協力して取り組むこと」であります。互いに自主・自立し、お互いを対等なものとして尊重され、相互理解の下に情報と目的を共有しながら進めていくことという原則です。

(4) 情報共有の原則について

まちづくりの主体である市民、市議会及び市のそれぞれが、情報の発信者であり、情報の受け取り手であることを踏まえて、市政運営に必要な情報を共有することによって、住民自治がいつそう進展していく前提となることから、この原則を掲げています。

このことから、行政は、市の保有する情報の「提供」「公開」「公表」に分類して、積極的に発信するよう努め、一方、私たち市民は、その責務の中で、「市政に関心を持つとともに、積極的に市政情報の取得に努める。」こととしており、発信側だけでなく、受信側の努力を含めた原則としています。

3 用語の定義

用語の定義は次のとおりとします。

(1) 市民

市内に居住し、通勤し又は通学する個人、並びに市内で事業活動を営み又はその他の活動を行う者をいう。

(2) 住民

市内に住所を有する者をいう。

(3) 市

市長及びその他の執行機関を含めた行政主体である上田市をいう。市の行政事務を管理執行する機関として、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者をいう。

(4) 協働

地域の課題や社会問題の解決を図るため、自立したまちづくりの主体としての市民、地域コミュニティ、並びに市議会及び市が互いに特性を生かしながら、相互に連携協力して取り組むことをいう。

(5) 参画

まちづくりの様々な方針や計画の策定に関し、企画の立案から実施、評価に至るまでの過程に主体的に関わる参加をいう。

第2章 条例の位置づけ・見直し

1 条例の位置づけ

《最高規範》

- (1) この条例は、上田市の自治の基本事項を定める最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守しなければなりません。
- (2) 市議会及び市は、政策の立案、実行及び他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例との整合を図らなければなりません。
- (3) 市民、市議会及び市は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市のまちづくりを担っていきます。

条例検討委員会の考え方

- (1) この条例は、市民がこれから目指すべきものや、将来への「願い」として制定された市民憲章の理念に則って、市民の力で創りあげた、上田市の自治運営の最も基礎となるルールです。
上田市の自治の基本事項を定めた最高の規範性を持つ条例として位置付けるとともに、市民、市議会及び市においては、この条例の遵守義務を確認することによって、実質的な意味での上田市の法体系における最高法規性を担保しようとするものです。
- (2) (1)を受けて市議会及び市としては、政策の立案・実行、条例、規則の改廃等に際し、この条例に定める基本理念や基本原則等との整合を図ることを義務付けるものです。
- (3) 市民、市議会及び市は、この条例に定められているそれぞれの役割と果たすべき責務等に従うことを確認するとともに、本市のまちづくりを担っていくことを明らかにしています。

2 条例の見直し

《条例の見直し》

- (1) 市長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、社会情勢を勘案した上で、この条例の見直しを行います。

- (2) 市長は、この条例の見直しを行うときは、市民の意見を聴取するための必要な措置を講じます。

条例検討委員会の考え方

- (1) この条例は、上田市のまちづくりを進めていく上で、その役割を十分に果たすための最高規範であることから、社会情勢、経済情勢、国の動向等を勘案した上で、この条例の基本理念を踏まえた各条項が時代に則したものになっているかどうかを見守っていく必要があります。
期間を定めて検証をするなど見直しを行っていくことで、条項の形骸化を防ぐとともに、自治意識を喚起する効果への期待と実効性を担保しようとするものです。
なお、見直しを図る期間については、さまざまな意見がありますが、少子化、高齢化が加速する中での社会情勢への変化に対応する必要性や総合計画の期間、市長、議員任期等を勘案し、5年を超えない期間ごとに、市長が実行していくものとしします。
- (2) 市民がまちづくりの主体であることから、市長は、この条例の見直しを行うときは、この条例の策定過程における市民参加等を勘案しながら、市民参加が十分に図られるよう、適切かつ確実な方法を選択し、市民の意見を聴取するための必要な措置を講じることを明確にしています。

第3章 市民

1 市民の権利

- (1) 市民は、安全で安心して生活する権利を有するとともに、市の行政サービスを平等に受ける権利があります。
- (2) 市民は、まちづくりに自由に参画できるとともに、市政に意見が言える（提案できる）権利を有します。
- (3) 市民は、市議会及び市が保有する必要な市政の情報に関して知る権利を有します。

条例検討委員会の考え方

地方自治法で規定する市民の権利として、公共サービス・役務の提供を等しく受ける権利（第10条）、選挙権（第11条）、条例の制定改廃請求権、事務監査請求権（第12条）、議会の解散請求権、議員や市長等の解職請求権（第13条）など、自治への権利が保障されています。

基本的な権利では、「最低限の生活ができる（守られる）権利」「安全安心に生活できる権利」「個々が自分らしく生きる権利」「平等に行政サービスを受ける権利」「まちづくりに参加する権利」「情報を知る権利」などの意見があり、具体的な権利では、「自治に参加し活動する権利」「政策を提案する権利」「市政に意見が言える（提案できる）権利」「学びたいことが学べる権利」「公共施設を利用する権利」などがありました。

子ども、女性（男女共同参画）、障害者、高齢者などの分類の視点で各々の権利について規定する方法もありますが、これらを包含するかたちで市民の権利を規定することが、この条例にはふさわしいとの考え方により、まちづくりに参加する権利については、年齢等の段階により行使できるという解釈です。あわせて、この条例の立法事実、目的、まちづくりの基本理念、基本原則に則した権利規定とすることが求められるという考え方により、基本的な権利として、上田市を生活の本拠とする者であれば「安全安心に生活できる権利」と「上田市の行政サービスを平等に受ける権利」としました。

また、具体的な権利としては、これからの住民自治と協働によるまちづくりを進めていく上で不可欠である「まちづくりに自由に参加できる権利」を確認し、「市政に意見が言える（提案できる）権利」を位置付けるとともに、「情報を知る権利」としました。

2 市民の責務

- (1) 市民は、市民憲章を尊重し、自然への配慮と環境の保全に努めるとともに、豊かな上田市を次世代に胸を張って引き継げるよう努めます。
- (2) 市民は、まちづくりの主体であることを自覚するとともに、個々の能力を生かして、お互いを認め合い尊重しながら他人任せにせず、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。
- (3) 市民は、諸活動を行うにあたっては、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- (4) 市民は、市政に関心を持つとともに、積極的に市政情報の取得に努めます。
- (5) 市民は、市政の運営に要する費用や行政サービスの受益に対する応分の負担をします。

条例検討委員会の考え方

市民の責務規定は、市民の権利規定と対比したものです。「義務」は法的に強制され、「責務」は主体的に果たすべきものとの考え方により、この条例の目的を達成するための、市民としての役割を定め、確認しています。

市民一人ひとりが誇りある郷土としての上田市に愛着をもち、豊かなまちになることを願い、活力ある市民社会となるための生活目標として制定された市民憲章は、市民みんなで確認しながら、わたくしたち市民の生活規範として尊重し、上田市民すべての財産である自然への配慮と環境の保全に努め、持続的に発展する輝く上田市を次世代に引き継ぐよう努めることが、まず、上田市民として果たすべき責務としました。

市民は上田市のまちづくりの主体として、権利を主張するだけでなく、個々の持てる能力を発揮しながら、お互いの自主性と自立性、権利を認め合うとともに尊重し、(1)の責務を果たせるよう他人任せにせず、まちづくりには積極的な姿勢で参加(参画)していくことを確認しています。

市民がまちづくりの諸活動を行う場合は、自らの発言と行動に関して、責任を持つ姿勢が必要であることを確認しています。

市民は、上田市政に関心を持つとともに、必要となる行政の情報については、積極的にその取得に努めていくことを確認しています。

市民がまちづくりの主体として、その権利が保障される市政運営を行うために、市民は、まちづくりを行う上での行政サービスに伴う応分の負担(租税等)をすることを確認しています。

第4章 情報共有

1 情報共有の原則

- (1) 市議会及び市は、市政に関する情報をわかりやすく、公正に提供することにより、市民に対して情報の共有に努めます。
- (2) 市は、情報の提供に当たっては、市民のまちづくりへの関心が高められるよう努めます。
- (3) 市は、市民から得た情報を適正に管理し、まちづくりに活用するよう努めます。

条例検討委員会の考え方

情報については、表現を整理し、「情報の提供」「情報の公開」「情報の公表」の3つに分類することとします。

「情報の提供」は、行政が保有する行政情報を、開示請求によらず自発的に公にすることをいいます。

「情報の公開」は、保有する公文書について、市民の開示請求に基づく手続きにより開示することをいいます。

「情報の公表」は、法令等により行政情報の公表の義務付けがされているものをいいます。

市民が自律して地域のまちづくりを行うためには、情報の共有が必須条件です。情報には収集・分析・意思決定・公開・周知・評価といくつもの役割があり、すべての段階において情報の共有化が図られることが望ましいと考えます。

市議会及び市は、保有する情報を公正で適切に、分かりやすく提供しなければなりません。分かりやすいとは理解しやすいと共に、アクセスしやすいことも重要な要件となります。

情報公開の内容は市民の考えで常に変わっていくため、ニーズを捉えて積極的に提供していく姿勢が必要です。その上で、情報は流れてしまったら取り返せないことを認識し、厳格に取り扱うと共に、まちづくりに役立つ情報は積極的に活用していくためにも、市民の関心を喚起するよう努めるという考え方です。

2 情報公開

- (1) 市議会及び市は、市政に関する情報について、市民の求めに応じて原則として公開します。

条例検討委員会の考え方

- (1) 情報の公開は、協働の前提となる対等な議論を担保するために大切な要件です。市民は情報を知り、自らの活動に活かす権利を有しており、市民が幸せに暮らしより良いまちにするために、市議会及び市は、市民の求めに応じて（開示請求）原則として公開しなければなりません。

3 会議公開の原則

- (1) 市は、市政の透明性、公正性を向上させるため、会議は原則として公開とします。

条例検討委員会の考え方

- (1) 市は政策形成過程の情報も可能な限り市民に提供していくことで、協働のまちづくりを行うために、原則として会議を公開しなければなりません。これらの実効性を担保するため、市は条例を定めその手続きや、非公開にするための条件などを詳細に明らかにすることを求めています。なお、議会における会議の公開については、議会が自主的に定めることを期待し、ここでは執行機関にのみその責務を負わせています。

4 個人情報の保護

- (1) 市議会及び市は、市民の安全・安心な生活を守るため、情報の収集や利用、管理に関し、個人情報を適正に取り扱います。
- (2) 市民は、市に対して自己の情報の開示と修正を求めることができます。

条例検討委員会の考え方

- (1) 市民の基本的な人権を守るために特に配慮しなければならないことが個人情報の保護です。情報流出による危険性に関して、特に個人情報は人権侵害や、個人の利益を侵害し、安心安全な生活を脅かす恐れがあることから、市議会及び市は特にその取り扱いに注意し、適正に取り扱う義務があるという考え方です。
- (2) あわせて、市民は市に対して自らの個人情報を開示・修正する権利を保障しています。

5 説明責任

- (1) 市は、計画の策定・事業の実施・事業の評価のそれぞれの過程において、自ら積極的に分かりやすく説明する責務があります。

- (2) 市民は、自らが行うまちづくり活動について、情報の管理に責任を持ち、互いに説明責任を果たすよう努めます。

条例検討委員会の考え方

- (1) これからの時代、情報提供のキーワードは「分かりやすさ」であると考えます。少子高齢化や核家族化が進み、特に若者や働き盛りの世代は、市政情報との関わりがうすい世代であるといえます。情報を得ようにもどこで聞けばよいか分からないという状態も多く見受けられます。一方、社会は専門分化が進み、それぞれの専門の担当が説明責任をきちんと果たされなければ、この複雑な現代社会が正常に維持され得ません。市は、そうした状況に対応し、それぞれの情報を、伝えたい対象者へ、十分にかつ分かってもらえるように伝える責務があります。ニーズに合わせて、世代が求める情報にアクセスできるようにしておくことも大切です。
- (2) 市民協働のまちづくりを行っていく上で、市民も市と対等の立場で自立した活動を行っていく必要があります。市に情報提供を義務付けるとともに、私たち市民も、情報の理解度を高めていかなければいけないと考えます。一方、市民も市政に関心を持ち、自らを高めるように心がけたいと考えました。
近年は、NPOや市民活動団体が公共的な役割を担う場面も多くなりましたが、これらの活動においても、市民相互に説明責任を果たすよう自らを律していかなければならないという考え方です。

6 行政情報を知る権利

《 情報への権利 》

- (1) 市民は、主体的にまちづくりを行うため、行政情報その他のまちづくりに関する情報を、取得する権利を有しています。

条例検討委員会の考え方

- (1) この条文では、市民がまちづくりを主体的に行っていくために必要不可欠な、知る権利について、市民にその権利が保障されることを明らかにしたものです。
行政情報や地域のまちづくりに関する情報などを知る権利があるとともに、市議会及び市に必要な情報を要求し取得する権利があることを確認しています。

第5章 住民参加・協働

1 市民意見聴取手続（パブリックコメント）

- (1) 市は、市の総合計画をはじめとする基本的な計画や基本的な条例の制定など、市民生活に重要な事案等の策定にあたっては、その事案等の検討過程における案をあらかじめ市民に公開し、広く市民の意見を聴取する手続（市民意見聴取手続制度の新設）を行ないます。
- (2) 市は、市民意見聴取手続により提出された市民意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、意見の採否、市長等の考え方を取りまとめて、市民に分かりやすく適切な方法により公開します。

条例検討委員会の考え方

- (1) いわゆるパブリックコメントに関する手続を規定するものです。市長等は、上田市が策定する総合計画やその他の分野別の基本となる計画、市民の生活に影響を与える重要な事案等について、広く市民の意見が聴取できるよう制度化したうえで、その案の段階において、あらかじめ市民に公表し、意見を画一的に聴取しようとするものです。現在の上田市においては、全市的に統一した制度化（条例化）はされておらず、広く市民意見を聴取する事案等が定められていません。
統一した手続規定を定めることにより、市民が分かり易く事案等の資料を取得でき、自由な意見を提出できる仕組みにより、市民が持つ知恵などを行政に反映し、市民が主体としての協働のまちづくりを実現する一つ的手段となります。よって、この仕組みを別の条例により制度化し、実行していきます。
市民意見提出手続を制度化するにあたっては、総合計画の3層構成に含まれる、基本構想、基本計画、実施計画ならびに地域まちづくり方針について、市民意見提出手続を行うことを基本とし、そのほか、担当課による基本的な計画や、市民生活に重大な影響を与えると考えられるものについても、手続を行うようにすべきであると考えます。
- (2) 市民意見提出手続により提出された意見について、市長等はこれを尊重し、市民に対してわかりやすい方法により公表すると同時に、提出意見に対する市長等の考え方を示した採否の理由を広く市民に公開していくという考え方です。

2 応答責任

- (1) 市は、提出された市民意見、提案、要望、苦情等について、適切に応答し、市政に反映するよう努めます。

条例検討委員会の考え方

- (1) 市が、市民から提出された意見等に対して的確な対応を行い、サービスの改善など政策に反映するように努めることは、市民から信託を受けている以上、当然のことです。市民との信頼関係を築き、協働してまちづくりを進めるためにも、市長等は、誠実に意見等に耳を傾け、誠実、かつ、迅速に応答するという考え方です。

3 住民投票

《 住民投票 》

- (1) 市長は、協働によるまちづくりを進めるため、住民の福祉に重大な影響がある市政運営に係る重要事項（以下、「市政運営に係る重要事項」といいます。）について、市内に住所を有する年齢満18歳以上の者の意思をより的確に反映できるよう、自ら住民投票を実施することができます。
- (2) 市議会及び市長等は、住民投票が実施されたときは、その結果を尊重します。

《 住民投票制度の基本要件 》

- (3) 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- (4) 市長は、前述(3)の請求があった場合は、直ちに請求の要旨を公開するとともに、意見を付けてこれを市議会に付議しなければなりません。
- (5) 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票の議案を市議会に提出することができます。
- (6) 市長は、前述(4)及び(5)の場合において、市議会が可決した場合は、速やかに住民投票を実施しなければなりません。
- (7) 市長は、前述(3)による請求が請求権者の総数の6分の1以上の者の連署をもって請求がなされた場合は、前述(4)の場合にかかわらず、速やかに住民投票を実施しなければなりません。
- (8) その他住民投票に関する必要な事項については、別に定める条例に規定するものとします。

《 趣 旨 》

地方自治制度は、民主主義を基本原理とした、憲法第92条に規定する「地方自治の本旨」の実現を目的に、間接民主制である二元代表の政治形態が大前提であることを認識するとともに、直接民主制で補完すべき現行法上の直接参政権としての直接請求について、制度の研究をいたしました。

今後の上田市における地方自治の本旨としての住民自治の実現と協働によるまちづくりを進めていくためには、住民の意思をより強く正確に反映すべきものであります。

現行法上での住民の請求による住民投票実施に係る直接請求の過程において、条例の制定請求後における条例案作成や議会の関与など、請求代表者の負担と労力は多大なものとなり、直接請求制度の活用が困難なものとなっているのが現状です。

しかしながら、住民の請求による住民投票が安易に、かつ、頻繁に行われるという状況は望ましいものではなく、自治の停滞を招くなど自治の政治形態を脅かすものであるとも考えられます。

したがって、住民投票制度の常設化を考えるにあたり、現行法制度上の条例制定請求における議会の関与の仕組みを取り入れながら、また、議会不関与による実施についても定めるとともに、住民の安易な請求がなされないよう提出する連署数の下限を設定するなどの対処によるものとしたしました。

この住民投票制度は、究極の民意の反映であります。住民から信託された二元代表のもてる権限を住民に委ねるものでないとの通説解釈により、投票結果については、尊重義務に留めています。

なお、住民投票制度における請求権者、投票権者は国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）における年齢要件に準じた考え方が適切と判断いたしましたが、外国人の資格については、法令等いわゆる入管法、入管特例法に基づく永住者、法定特別永住者、特別永住者、定住者など、また、日本国の歴史的背景があることなどから、専門的見地による国の対応、動向を参考としながら、今後、十分な研究により上田市としての外国人に対する資格の付与の妥当性を見極めるべきといたしました。

条例検討委員会の考え方

《 市長の住民投票実施に関する権限 》

- (1) 市長は、協働によるまちづくりを進めていくことを目的として、上田市の将来を左右する重大な問題や住民の福祉に重大な影響があると考えられる「市政運営に係る重要事項」について、直接的に市内に住所を有する満18歳以上の住民の意思を確認するとともに、市長の政策的な判断や議会の最終的な意思決定に反映できるよう、投票結果の影響だけでなく全市的な視野に立ち、実施の必要性と妥当性を的確に判断した上で、自ら住民投票を実施できるとするものです。

「直接的に市内に住所を有する満18歳以上の住民の意思を確認する」から、投票権者もこの要件に該当する者であります。

また、「市政運営に係る重要事項」は、将来、想定していない「住民投票にかけるべき事項」が発生する可能性もあることから、「住民投票ができない事項」について、別に定める条例に明記することが望ましいという考えといたしました。

《 現行の法律に基づく住民投票 》

- (2) 法律に基づく住民投票は、その結果に拘束されるが、地方自治法上、議会及び市長の権限の規定があり、これら権限についての住民への配分は適法でないこと

から、諮問型住民投票制度とすることによって、投票結果を尊重して意思決定手続きをしていくという手続き規定と考え、団体に対する尊重義務ではなく、議決機関、執行機関としての尊重義務といたしました。

《 住民投票制度の基本要件 》

(3)、(4) 地方自治法の規定による住民投票の実施においては、住民投票条例の制定請求をすることとなりますが、法第74条に基づく住民の条例制定請求では、選挙権者の50分の1以上の者の連署により請求することができるとされています。これに準ずる考え方として、住民の請求要件を定めるとともに、議会へ付議することで議会の関与を明確にしたものです。

(5) 一方、議員においても、地方自治法第112条による議案提案権に準じて、住民投票を請求する議案提出に関しては、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、議会に提出できる必要があるものと判断いたしました。

(6) (4) 及び(5)による住民投票の請求により議会が可決しときは、市長は、速やかに住民投票を行わなければならないものとししました。住民投票の実施権限をもつ市長の義務としたものです。

(7) 住民からの住民投票実施の請求については、50分の1以上の者の連署により、議会に付議され、議会の関与を明確とした以外に、これにかかわらず、請求権者の総数の6分の1以上の者の連署をもってなされるときは、議会の関与を必要とせず、速やかに住民投票を実施することを市長の義務といたしました。

なお、請求要件として、「請求権者の総数の6分の1以上の者の連署」については、市町村合併の特例等に関する法律第4条に定める合併協議会の設置を請求できる署名数である「総数の6分の1以上の者の連署」を基本として、市町村合併は市町村の将来を左右する重大な問題ではあるが、あくまでも「合併協議会の設置請求であること。」また、「条例に規定する住民投票結果は尊重義務に留め、拘束されないこと。」、「安易に住民投票に訴えないこと。」など勘案したうえで、妥当であると判断いたしました。

(8) 住民投票を実施するにあたっては、この条例には基本的な事項のみ規定していますので、より具体的な投票資格、投票方法、成立要件、開票要件、情報提供、事務委任など詳細な規定が必要であることから、住民投票実施に関しての必要な事項を別に定める条例に規定していくこととします。

4 地域コミュニティ

《 地域コミュニティの役割 》

- (1) 地域コミュニティは、市民が安全で安心して心豊かに暮ることができる地域社会を実現するため、まちづくりの担い手として、自主的及び自立的にまちづくりに取り組むよう努めます。

《 地域コミュニティへの参加 》

- (2) 市民は、地域コミュニティの果たす役割を認識し、自らの意思によって、積極的に参加するとともに、これを守り育てるよう努めます。

《 地域コミュニティへの支援 》

- (3) 市は、地域コミュニティの自主性、自立性を尊重し、個々の活動に対し、必要に応じて適正に支援します。

《 自発的な協働体の設立及び活動への支援 》

- (4) 市は、地域コミュニティの自主性、自立性を基本とし、地縁による団体と市民公益活動団体等との新たな連携、協力による自発的な協働体の設立及び活動に対し、必要に応じて支援することができます。

《 コミュニティの役割 》

(コミュニティ)

コミュニティの総体は、地域を単位とした地縁団体で構成する地縁によるコミュニティや統一の課題(テーマ)ごとに活動している市民活動団体としてのいわゆるテーマコミュニティなどとともに、市町村などの地方公共団体、地域を越えて連携した非営利組織などの集団、インターネット上でのコミュニケーションツールとして意見交換する集団など様々なものを包含した概念です。

(地縁によるコミュニティ)

地縁によるコミュニティは、単位自治会やその連合体である地区自治会連合会、最上位組織としての自治会連合会などが、住民の安全や安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、住民同士が互助・共助の精神に基づき、相互に補完し、助け合いながら自らが住む地域の課題の解決に向けて、自らが行動していこうという理念に基づいています。

こうした地縁によるコミュニティは、市民の自由な参加と活動を保障されるとともに、社会環境の変化にも柔軟に対応していけるよう、また、自立した協働の主体としての相手方となり得るよう、運営される必要があります。

(テーマコミュニティ)

一方、統一の課題やテーマごとに活動している公益性の高い市民活動団体として、いわゆるテーマコミュニティなどの活動も活発に展開しています。

これらの活動は、地縁によるコミュニティ活動と同様に、個人や団体による非営利の地域貢献として、機動性と専門性を生かしながら、直面する課題への対応や行政では困難な住民サービスの提供を行うなど、多様で幅広い分野での社会貢献活動が大きく期待されています。

(地域コミュニティ)

この条例論点においては、地縁によるコミュニティと地域社会の現地住民が集団の構成要素になり、かつ、公益性の高い市民公益活動団体としてのテーマコミュニティの双方を包含する総体として地域コミュニティと位置付け称します。

条例検討委員会の考え方

- (1) このような、地域コミュニティの持つ役割を上田市のまちづくりを支えるすべての主体が確認し合い、地域コミュニティに参加する市民ひとり一人の意識も含めて、地域コミュニティが安全で安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するためのまちづくりの主体となるよう、自主的、自立的な取組みに努めていくことを確認しています。
- (2) 市民においては、これら地域コミュニティへの参加の自由は保障されながらも、住民自ら生活をしていくうえで最も身近な地縁によるコミュニティである自治会活動等の持つ役割やテーマコミュニティ活動の重要性を認識し、自主的な意志に基づく積極的な参加による地域自治の確立と良好な地域社会の形成に関与していくとともに、これを守り育てていく必要があります。
また、企業活動を行う事業者においても、地域コミュニティの役割の重要性を認識するとともに、社会的責任に基づく地域貢献、地域活動支援の立場から、積極的な従業員等の地域活動への参加など、地域コミュニティとの共生を積極的に図るよう、配慮していく必要があります。
- (3) しかしながら、地縁によるコミュニティの現状として、高度経済成長期を経て、地域社会の住民層に、地域以外の転勤者など、地域と疎遠な住民が増加する中で、生活スタイルの変化などの要因もあり、自治会等への加入や地域活動への参加も減少している傾向にあります。

このように、地縁によるコミュニティの希薄化が進み、自治会運営を支える地域の人材の開発、育成も急務であると考えられます。

市においては、地域住民の福祉の向上や地域づくり等の活動を自主的・自立的に行う地域コミュニティの果たす役割を尊重し、良いパートナーシップの関係を維持、向上していくためにも、また、人間性を回復する能力と、地域の潜在力を引き出しながら総合的な地域力の向上を図っていくためにも、持続可能な社会形成の基盤づくりに寄与することを認識するとともに、社会環境の変化に強い地域

づくりを目指し、自主的な地域活動や地域コミュニティの活動拠点、地域づくりをコーディネートしていく人的な支援など、適切な政策を立案し多面的な支援策を講じていく必要があります。

- (4) さらには、少子化、高齢化社会の進行に伴い、今後益々、地域のニーズが多様化するとともに、多くの担い手が必要とされ、様々なサービスを市民の発想から担っていくことが期待されています。

上田市の持続的発展の基盤となる地域コミュニティ活動については、地域の課題解決の担い手として、互いに認め合いながら、対等な立場で協力・連携していくことが望ましいと考えられ、これにより住民の力が生かされる様々な協働の形が生まれることが期待できます。

市は、地域コミュニティの活性化に向け、分権社会にふさわしい地域との協働関係を築き、様々な地域の力が活かされる環境づくりを進め、地域コミュニティの活性化に向けた自主的な活動に対し、積極的に支援するとともに、自立を基本とした自主的な活動を尊重しながらも、より活動が促進されるよう、地域をコーディネートしていく役割があります。

第6章 議会・議員

1 議会の役割と責務

《議会の基本的権限》

- (1) 議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する上田市の議決機関として、法令に定めるところにより、本市の意思を決定します。

《議会の責務》

- (2) 議会は、執行機関による適正な市政運営を確保するため監視、牽制します。さらに政策立案機能及び立法機能を果たすよう努めます。
- (3) 議会は、会議を公開し、議会の持つ情報等を積極的に提供しながら、意思決定の経過と内容を適切にわかりやすく市民に説明することにより、開かれた議会運営に努めます。
- (4) 議会は、その権限と責務に関する事項について、市民に対して、自ら条例により明確にします。

条例検討委員会の考え方

- (1) 地方分権が推進されていく事が想定される現在において、市民の代表機関としての議会の果たす役割はさらに重要なものになると考えられます。

議会の設置及び議員の選挙については憲法第93条が直接保障し、地方自治法第89条からの第6章には議会についての権限・権能が定められており、議会は住民の代表機関であり、上田市の意思決定機関であることが明確にされています。

上田市議会として重要なことは、市民の信託に応えていくことであり、本市の重要な政策の意思を決定することが主たる権能であるという議会の活動原則を確認しています。(2) 議会は、地方自治の基本となる二元代表性の一翼を担う市民の代表機関です。市長等から提出された議案を調査・審議し、上田市の最終的な意思決定を行うとともに、地方自治法が調査権、検査権、監査請求権等を規定しているように執行機関を監視する役割を担っています。

これら監視機能を発揮することにより、牽制力が生まれ、執行機関による適切な市政運営を促していくという考え方です。

一方、これからのまちづくりにとって、長期的視野に立ち、独自の政策立案や政策提言に取り組み、上田市の政策水準を向上させることも期待されているところでもあり、これら機能を十分に発揮することによって、結果的に福祉の増進につながるという考え方です。

- (3) 議会は、まさに地方自治を体現する機関であり、広く市民の意見を市政に反映

させるため、開かれた議会運営に努めなければならないという考え方です。

そのためには、議会が主導となって市民のまちづくりへの関心を高め、政治参加への推進を促すといった啓発活動を積極的に進めるとともに、原則として会議の公開などを行い、議会情報を積極的に市民に伝わるように提供し、透明性の向上を図っていくという考え方です。

- (4) 議会は、市民とともにまちづくりに携わる主体として、市民に身近で分かりやすく、信頼される議会であるために、地方自治法が定める規定を確認し、将来の上田市のために必要な権限と責務を定める議会の基本的な条例（（仮称）議会基本条例）を見据えて、議会自らが市民に対して表明していくという考え方です。

2 議員の責務

議員の責務

- (1) 議員は、直接選挙で選ばれた市民の代表としての自覚を持ち、広く市民の信託に応え、公正で誠実に職務を遂行します。
- (2) 議員は、さまざまな課題や市民意見を的確に把握し、議会の権限を適切に行使するとともに、議会の機能を発揮させるよう努めます。
- (3) 議員は、常に自己の見識を高め、政策立案に関する能力の向上と政策提案に努めます。

条例検討委員会の考え方

- (1) 議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、市民の代表であることを個々に自覚するとともに、広く市民の信託に応えていくよう意識することによって、上田市議会議員としての品格と行動を自ら律し、公正で誠実に議員としての職務を果たしていこうという考え方です。
- (2) 議員は、それぞれが上田市のまちづくりのリーダーとして、地域の課題を考え、市民の意向把握と情報収集に努め、先を見据えて地域づくりを牽引するよう活動していくとともに、上田市全体として最大の利益となるよう、広い視野を持って判断し、議会の持てる機能を最大限発揮させるよう努めていこうという考え方です。
- (3) 議員は、市民福祉を向上させるよう、議会の権能を踏まえて、自らの責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽をしていくとともに、分権時代において独自の政策提案が求められ、また、期待されており、これに対応した政策立案に関する能力を向上させ、積極的な政策の提案に努めるという考え方です。

第7章 執行機関

1 執行機関

市の基本的な役割

- (1) 市は、持続可能な上田市のまちづくりを実現するため、市民の要望を的確に把握し、政策などへ迅速に反映していくことを基本として、行政運営を行います。
- (2) 市は、まちづくりの基盤となる財源の確保に努めるとともに、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行します。
- (3) 市は、執行機関相互の連携を図り、最小経費で市民の需要に応じた質の高い行政サービスの提供に努めます。

条例検討委員会の考え方

- (1) 市は、時代の変化を敏感につかみ、あらゆる手法を駆使して、多様化する市民の要望や意見を的確に把握し、かつ、政策等に反映するよう、迅速に対応していかなければなりません。
持続可能な上田市の自治を実現していくためには、的確に把握した市民の要望を政策に迅速に反映させることを基本として、行政運営を行うことを表明しています。
- (2) 地方分権の進展に伴い、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行う、「自己決定」「自己責任」による地域自治（まちづくり）の確立が求められます。
社会経済状況の急激な変化や、人口の減少と少子高齢化が加速する中で、上田市の行財政運営にも今後ますますマイナスに影響が働くものと考えられます。
市はそうした社会の変化に強いまちであるための財源の確保をしていくことが揺るぎない自治の基盤であり、これに立脚した市政は、執行機関として公平はもとより、公正で誠実な事務の管理、執行をしていくことを基本的な考えとしたものです。
- (3) 住民の福祉の向上とその実現のために、執行機関たる市長の持つ大きな権限を最大限活用するとともに、その他の執行機関、さらには職員である補助機関の調和と連携が肝要です。
執行機関相互の連携を基本として「誰のための自治なのか」を生活者起点とした視点に立ち、ソーシャル・キャピタル（地域の人、物、金、情報等の資源）を最大限活用して、最小の予算で市民の需要にあった質の高い行政サービスを提供するよう努めるとしたものです。

2 市長の役割と責務

市長の役割と責務

- (1) 市長は、行政経営の最高責任者として、上田市を代表します。
- (2) 市長は、上田市の事務の全般にわたって、総合的に統一を図るとともに、一体とした行政機能を最大限発揮するよう事務の管理、執行を行います。
- (3) 市長は、リーダーシップを発揮し、その補助機関としての職員の指揮監督を適切に行います。
- (4) 市長は、職員の育成を図り、その能力と適性に応じた配置によって、効率的かつ効果的な市の組織運営に努めます。

条例検討委員会の考え方

- (1) 市長は、市民から直接選挙によって選ばれた上田市の代表であり、分権社会の進展により、その役割と責務は重要性を増しています。
市長は、地方自治法 147 条に基づいて、上田市を統括する役割があるとともに、まちづくりの主権者である市民の信託を受けて、時代の変化に対応して上田市の舵取りを担う、行政経営の最高責任者であり、本市を代表する地位にあることを確認したものです。
- (2) 市長は、市民の信託に応え、持続可能な行政運営を行うために、中長期的な視点により、市の事務全般にわたって管理・監督する必要があります。
市長は、市民の行政に対する要望、意見に柔軟に対応していくために、事務の総合的な統一を図るとともに、職員等補助機関を含めた執行機関が一体となって、行政が最大限の力を発揮し得るように事務の管理、執行を行うとしたものです。
- (3) 市と市民との連携・協力により、協働のまちづくりを推進していくためには、職員等補助機関の力を十分に発揮させ、公平かつ効率的な行政運営を行う必要があります。
そのため、市長は、積極的にリーダーシップを発揮することにより求心力を高め、組織の指揮監督を適正に行うことが、執行機関の一丸、一体となった行政が最大限の力を発揮するという考え方です。
- (4) 市長の甚大な公権力を有効に活用し、最大限まちづくりに作用させていくためには、市長の権限を職員に内部的に適切に委任、配分しなければなりません。
協働のまちづくりを進めていくための、市民との直接的なインターフェースとしての職員の果たす役割は重要です。
市長は、職員を指揮監督する一方、先頭に立って職員の育成を図る必要があります。市の職員の政策提案能力の向上や自己研鑽への支援などによる人材育成、開発を図り、これからのまちづくりにおいて持てる力を発揮できる職員を育て、その能力と適性に応じた適正な職員配置をすることによって、効率的で効果的な市の組織運営をすることが、まちづくりを進めていく上で必要不可欠であるという考え方です。

3 職員の責務

《 職員の心構え 》

- (1) 職員は、市民の一員であることを自覚するとともに、市民が主権者であることの認識をもって行動するよう努めます。
- (2) 職員は、地域を愛する気持ちとまちづくりを積極的に推進する気構えを持って、公務を遂行します。

《 職員の責務 》

- (3) 職員は、上田市の全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守します。
- (4) 職員は、誠実な態度と公正な判断を保持し、市民の視点に立って職務を遂行することによって、市民との信頼関係を構築します。
- (5) 職員は、多様化する行政需要に的確に対応するために、自ら、職務を遂行するため（公共の利益のための）必要な知識の修得や技能の向上に努めます。

条例検討委員会の考え方

- (1) 副市長をはじめとする行政職員は地方自治法上、長の補助機関と位置づけられていますが、分権社会においては、単に職務を遂行だけではなく、一市民として、まちづくりをともに行う対等なパートナーとして、力を発揮することが求められています。
そのための心構えとして、職員もまちづくりに携わる市民の一人であることを自覚し、まちを支える一員であることを認識して行動するよう努めるという考え方です。
- (2) 上記の考え方を受けて、職員はまちづくりを担う一市民として、上田市民であることに誇りと責任を持ち、地域を愛し、積極的にまちづくりに関与するよう心がけ行動し、公務を遂行していくことを確認しています。
- (3) 職員は、市民を支える立場にあり、上田市全体の奉仕者であることの自覚と、法令遵守はもちろんのこと、地方公務員としての倫理観を常に保持するというものです。
- (4) 職員は、市民の立場にたって業務を行うことにより、市民との信頼関係を築くよう努めなければなりません。
それが市民と職員が対等に連携していくための第一歩であると考え、市民に対して傾聴する姿勢など誠実な対応や市民から親しまれるよう努めることを基本としますが、必要以上に市民に謙ることはなく（迎合することなく）、公平・公

正で一貫性のある対応をすることによって、市民との信頼関係を築いていこうとする考え方です。

- (5) 職員は、まちづくりの専門スタッフとしての意識を持ち、多様化する行政需要（住民ニーズ）に応えられるよう、職務に関係する自らの知識や技能を向上させなければなりません。

職務に関する自らの知識や技能には、市が行っている業務に幅広く関心を払い、横断的な連携や対応ができるよう必要な知識の修得と関心を持つことが重要であるという考え方です。

4 執行機関の組織、執行体制

《 市の組織、執行体制 》

(1) 市は、次に掲げる方針に基づき、その組織を構成します。

効率的かつ合理的に執行体制を整備すること。

社会情勢の変化などに対応した簡素で市民に分かりやすい組織編成に努めること。

身近な地域住民の利便に配慮すること。

条例検討委員会の考え方

(1) 市の組織が上田市のまちづくりにとって、有効に機能する組織であるよう、組織体制の基本となる考えを示しています。

地域の個性や特性を再確認し、上田市全体の魅力や価値などを認め合い、地域資源を活用・共有しながら地域内を循環させることで地域間相互に発展し、これが一体的な本市の発展を創造することに繋がることから、市の組織は、より身近な地域住民の利便に最大限配慮することが必要であり、かつ、社会情勢の変化などに的確に対応した簡素で市民に分かりやすい組織にすることが肝要です。

なお、執行体制についても、合併により掲げた、地域内分権の推進を効率的に進めていくためには、地域内分権の核として条例により設置した地域自治センター機能を最大限発揮でき、かつ、執行機関全体としてのバランスにも配慮しながら、効率的で合理的に整備するというものです。

5 総合計画に基づく行政運営

《 総合計画に基づく行政運営 》

- (1) 市は、政策の全般にわたって計画的に行政を運営し、まちづくりを推進していくことを基本として、基本構想及び基本計画を内容とする上田市の最上位計画としての「総合計画」を策定するとともに、市民と市が連携、協働して地域づくりを進めるための指針となる「地域まちづくり方針」を示します。

《 計画策定等への参画、参加 》

- (2) 市は、総合計画をはじめとする重要な基本となる計画の策定及び見直しの初期段階から、市民が参画する機会と意見提出などの参加を保障するための必要な措置を講じます。また、時代のニーズに合わせて計画を検証・見直しをして、柔軟かつ迅速に対応します。計画の見直しに当たっては、現状における財政状況などを市民に公表し、健全な財政運営とのバランスを見極めながら行います。

条例検討委員会の考え方

- (1) 総合計画は都市の将来ビジョンを描き、その実現に向けてまちづくりの方向性を示す、最も基本となる計画です。政策の全般にわたって市民の参加の下に、総合的・計画的に進めていく必要があります。

合併により誕生した新生上田市は地形的にも歴史的にもさまざまで、社会的、経済的、文化的に多様な特性があります。住みやすく、質の高いまちづくりは最も身近な生活の場での地域づくりが基盤となるとの考えから、地域と行政の共通目標として、それぞれの地域において、総合計画に合わせて地域計画としての「地域まちづくり方針」を策定し、地域におけるまちづくりの柱として、地域住民と行政が協働によって地域づくりに取り組んでいくために継続性のある地域づくりを進めていくという考え方です。

- (2) 総合計画の策定に当たっては、まちづくりの主権者である市民の意見を十分に反映させ、多くの市民が参加するよう努めなければなりません。

また、時代のニーズに合わせて計画を検証・見直しをして、柔軟かつ迅速に対応していかなければなりません。計画の見直しに当たっては、現状における財政状況などを市民に公表し、健全な財政運営とのバランスを見極めながら行うというものです。

6 附属機関等

《 委員選任における透明性の確保 》

- (1) 市は、その執行機関の附属機関の構成員の選考にあたっては、設置の目的にあった中立性、公平性及び専門性に配慮し、選任の手続きにおいては、透明性の確保に努めます。

《 公募の原則 》

- (2) 市は、その執行機関の附属機関の構成員の選考にあたっては、以下の点に配慮するように努めます。

公募による者を積極的に加える。

団体代表の役割を尊重した構成とする。

男女の均衡に配慮する。

条例検討委員会の考え方

- (1) 時代の変化により、市民の生活スタイルは多様化してきています。それにより多様化、複雑化した市民ニーズに対応できるよう、市長等はさまざまな市民の意見を政策に反映させていかなければなりません。そのために、附属機関等への参加についても市民参加の機会を拡充する必要があります。「附属機関」とは地方自治法第138条の4第3項に規定されたものだけでなく、規則等で設置する諮問機関としての役割を果たすものまで広く対象としています。

上田市では、そうした附属機関等の選考について一定のルールはあるものの、広く公開されていません。市民協働のまちづくりを進めていくためには、附属機関等の目的を明らかにし、選考過程の透明性を図ることにより、政策決定への多様な意見の反映をしていくという考え方です。

- (2) 多様化、複雑化した市民ニーズを政策に反映させるため、市民の附属機関等への参加は欠かせません。市民の意見を適切に反映させるためには、多様な人材を選任するよう努めるとともに、附属機関等の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう配慮が必要です。

一方、団体代表の意義や役割を尊重し、団体代表は、団体の組織としての知見や経験、組織的な背景による意見を活用していくことは市民の利益につながることであり、団体代表の役割を十分に発揮できるよう努めるという考え方です。

また、様々な立場や色々な経験を持った市民が、多様な意見をもとに議論するために、性別が偏らないよう努めなければなりません。

7 適正な行政運営と公益通報

《 適正な行政運営と公益通報 》

- (1) 行政運営に携わるものは、市民からの信任を受けて事務を執行していることを自覚し、自らを律するとともに、市の組織内部の自浄作用を高め、公益通報等の制度を適切に運用することにより、適正に市政運営を行います。

条例検討委員会の考え方

- (1) 行政及び行政運営に携わるものは、市民からの信託によって事務を執行していることを常に念頭におき、同様に、常に法令を遵守し、公正に行政運営を行わなければなりません。

他方、執行に携わる職員が自らを律し、お互いに確認しあって適正に執行するような取り組みにより自浄作用を高め、適法な行政運営を行い、公益通報制度などを整備し、公正に運営することで、通報者を保護し、不正を未然に防ぐよう努めるという考え方です。

8 財政運営の基本

《財政の基本と健全性の確保》

- (1) 市は、中長期的な視点に立ち、将来を見据えた持続可能な財政運営を行うことによって、財政の健全性を確保します。

《予算の編成及び執行》

- (2) 市長は、財政状況を総合的に把握し、地域への配慮に努め、市民の意見を反映するとともに、総合計画に則した予算の編成及び予算の執行を行います。

《財政状況等の公表と透明性の向上》

- (3) 市長は、上田市の財政状況を分かりやすく市民に公表することによって、財政運営の透明性の向上を図ります。

条例検討委員会の考え方

- (1) 財政運営とは、上田市が行政活動や政策を実現していく上で必要となる資金の調達、管理、支出、財産の管理などの各種活動を総じていることから、市は、中長期的な視野に立って、将来を見据えながら、行政サービスを受ける市民の負担などの税源や世代間の負担の公平性などを加味した財源の確保と、社会資本の整備等についての効率的な活用などを含めた適正な財政運営を行わなければなりません。

将来に向かい、上田市が今後も安全で安心して豊かなまちづくりを進めていけるよう、自治体経営という観点からも、健全で持続可能な財政運営を行っていくことが、財政の健全性の向上につながるという考え方です。

- (2) 予算の編成や執行にあたっては、社会経済情勢や動向に係る情報収集に努め、財政の状況を総合的に把握することが重要です。

地域内分権の推進を確認し対等合併した上田市は、これらを予算面から裏づけるとともに、地域の特性や特色を生かした地域の発展には、地域への配慮と地域意見を反映するための地域協議会等の意見を最大限反映できる仕組みの確立が必要です。

予算編成、執行については、上田市の政策の大綱において総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画の連動する3層に則して行うことと、分権型合併の趣旨を実現するための「地域まちづくり方針」の実現に向けて行うことを確認しています。

- (3) 市長は、上田市の財政の状況を市民に分かりやすく公表する必要があります。財政の状況を市民にしっかりと伝えることは、市民側からの監視という側面もあり、財政の透明性を向上させるとともに、信頼される市政運営の基本となります。現在、上田市では法令等に基づく条例を定め、財政などの状況に関する情報を公表していますが、さらに、財政の透明性を向上していくことを確認しています。

9 監査

- (1) 市は、市民の信託に応え、適正かつ効率的な行政運営を行うため、誠実に監査を行います。

条例検討委員会の考え方

- (1) 監査については、法令等で具体的に規定されているので、この条例では改めて監査の重要性と適正に行うことを確認しています。

また、外部監査制度については、上田市の財政規模や費用等を勘案し、今後の条例見直しの中で、その必要性を十分検討していくという考え方です。

10 行政評価

- (1) 市は、自ら総合計画に基づく各種施策などの行政活動について、評価を行い、改善していくことによって、まちづくりを効果的、効率的に行います。

- (2) 市は、評価の結果を市民に公表し、市民の意見を聴取して行政活動に反映するよう努めます。

条例検討委員会の考え方

- (1) 総合計画に基づく各種施策など行政活動については、評価、検証を行っていく必要があります。評価の制度が確立されていない現在、公正かつ客観的に評価できる制度の確立に努め、市民の参加により、市民の目線で事業内容の確認を行っていく必要があります。

評価を行い、見直しをすることにより、処置や改善など行政活動に反映していくことは、市民が主体のまちづくりを進めていく上で必要不可欠であるという考え方です。

ただし、評価に多大な費用と時間をかけることは本来の目的ではなく、必要最小限な範囲であるべきとの考え方です。

- (2) 評価結果を分かりやすく市民に公表、説明し、市民が適正に意見を出せるような仕組みづくりが必要となります。評価が低くても継続していく必要があるものは、明確な理由を市民に示し、理解を得ながら継続していく姿勢が必要です。評価により時代のニーズに迅速に対応していくことが期待されます。

1.1 行政手続

- (1) 市は、市民の権利、利益の保護に資するため、市長等の公権力の行使にあたる行為としての処分、行政指導及び届出等に関しての手続について、その共通する基本的な事項を別に条例で定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

条例検討委員会の考え方

- (1) 行政手続きをあらかじめ明らかにしておくことは、行政運営における、公平・公正な対応を確保し、手続きの透明性を向上させることで、市民の権利や利益を保護していこうとするものです。行政への届出、行政指導、申請に対する処分等は手続きが煩雑で、専門用語が使われるなど理解が難しい場合が多く見受けられます。

市は、手続きを簡素化するなど、あらかじめ基本的なルールを明確にし、市民にとってわかりやすい手続にするという考え方です。

1.2 法令遵守

- (1) 市議会及び市は、市民に信頼されるよう市政運営を行うため、法令等の遵守及び倫理を保持し、適法かつ公平・公正な市政運営に努めます。

条例検討委員会の考え方

- (1) 地方分権が進み、大きく時代が変化する中、上田市は市民と議会、市長等がその役割を認識しながら、しっかりと連携してまちづくりを行っていくことが大切です。

そのために、市議会及び市長等は、コンプライアンス（法令遵守）とそれぞれの倫理感を保持することにより、市民との信頼関係を醸成していく努力が必要不可欠です。

市議会及び市はしっかりとした不祥事防止対策を講じるよう努めるという考え方です。

第8章 連携・協力

1 国・県等との連携、協力

《国、県、その他の地方公共団体、関係機関との連携協力》

- (1) 市議会及び市は、国、長野県と対等な立場であることを踏まえ、適切な役割分担のもとで相互協力するとともに、自立した地方自治を確立するよう努めます。
- (2) 市議会及び市は、他の地方公共団体や関係機関との共通する課題や広域的課題を解決するため、連携、協力します。

条例検討委員会の考え方

- (1) 地方分権の進展により、市議会及び市は、自立性の高い自治体としてまちづくりを進めていく必要があります。
これは、明確にされた国・県との役割分担のもとに、対等な立場で相互に協力しながら、自立した地方自治の確立に努めていくということです。
- (2) 国、県との関係だけではなく、地域の発展は上田市の発展につながることから、他の地方公共団体や広域連合など関係する機関との広域的な連携を図りながら地域の発展を考え、連携、協力して課題に取り組んでいくという考え方です。

2 市外の人々との交流、連携

《市外の人々との交流、連携》

- (1) 市民、市議会及び市は、市外の人々との情報交換を通じて交流を深め、連携することによりまちづくりに生かすよう努めていきます。

条例検討委員会の考え方

- (1) 上田市は古くから市外の人々を受け入れながら、まちを発展させてきました。市外の人々から受ける影響力をまちづくりの力にするためにも、上田市に関心を寄せる市外の個人や団体など、いわゆる「うえだファン」も巻き込んだまちづくりを考えていかなければなりません。
上田の魅力ある情報を積極的に市外に発信するとともに、ふるさと寄附金制度など、上田を支援いただける在縁市民や訪れる交流市民などとの関係を通じて、受信した情報や知恵を上田のまちづくりに生かすよう努めるという考え方です。